農業委員会委員の定数及び任期の取扱い(変更調整案)

調整内容

- (1) 変更なし。
- (2) 変更なし。
- (3) 7市町村の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、互選により41人が合併の日から<u>平成17</u> 年11月25日まで引き続き在任する。

ただし、各市町村の農業委員会ごとの在任する人数は、鶴岡市農業委員会 13人、藤島町農業委員会5人、羽黒町農業委員会5人、『引町農業委員会 6人、三川町農業委員会4人、朝日村農業委員会4人、温海町農業委員会4 人とする。

(変 更 前)

調整内容

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は40人とする。
- (2) 選挙による委員の選挙については、選挙区を設けるものとし、鶴岡市は 3選挙区、各町村はそれぞれ1選挙区とする。
- (3) 7市町村の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、互選により41人が合併の日から<u>平成17</u>年7月19日まで引き続き在任する。

ただし、各市町村の農業委員会ごとの在任する人数は、鶴岡市農業委員会 13人、藤島町農業委員会5人、羽黒町農業委員会5人、『引町農業委員会 6人、三川町農業委員会4人、朝日村農業委員会4人、温海町農業委員会4 人とする。